

よくある質問②1

問21-1 仮手続き中で、説明会・認定日までに離職票が届かない場合、どうしたらいいですか。

(答21-1)

会社から離職票が届いていなくても、説明会と失業の認定日には必ず来所してください。

失業の認定日に来所しない場合、前回の認定日（初回は受給資格決定日）から当該認定日までの期間は不認定となり、給付が受けられません。

離職票は入手次第、速やかにハローワーク那覇雇用保険給付課に提出してください。提出が遅れると、給付の開始が遅れる場合があります。

※提出された離職票を審査した結果、受給資格がないとなった場合、失業保険の手続きは遡って取消しとなります。あらかじめご了承ください。

問21-2 不備書類を持参する際は、1階へは寄らず直接2階給付課へもってきてもいいのでしょうか。

(答21-2)

はい。不備書類を提出する際は、直接2階給付課までお越しく下さい。

不備書類を提出しに来所される場合は、手続き時に配付した「雇用保険受給資格者のしおり」も必ず持参して2階給付課の受付で提示をしてください。

不備書類を提出される際は、こちらの「しおり」を必ず持参してください



(求職者の方へ) 正しく受給するために必ずお読みください

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり

受給資格決定年月日	令和 年 月 日	認定日 (型一曜日)
書類の状況	不備なし	不備あり
1 住民票・運転免許証 ()		型
2 通帳・キャッシュカード (本人名義)	不備ありの方は、月 日	曜日
3 写真 (だて3cm×よこ2.4cm) 2枚	までに左記の心印書類を、窓口	
4 個人番号確認書類 (マイナンバーカード等)	へ提出してください。	
5 離職票 1・2		
6 その他 ()		

◎ あなたの初回講習セミナーは次のとおりです。

日時	月 日 (曜日)
時間	時 分 開始
場所	ハローワーク() 階 会議室

※初回講習セミナーには、次のものを持参してください。
①受給資格者のしおり ②失業認定申告書 ③筆記用具 (黒のボールペン) ④ハローワーク受付票

◎ あなたの雇用保険説明会は次のとおりです。

日時	月 日 (曜日)
時間	時 分 開始
場所	ハローワーク() 階 会議室

※雇用保険説明会には、次のものを持参してください。
①受給資格者のしおり ②失業認定申告書 ③筆記用具 (黒のボールペン) ④ハローワーク受付票

◎ あなたの最初の失業の認定日は次のとおりです。

最初の失業認定日	月 日 (曜日) 時 分
場所	ハローワーク() 階 管理課

※認定日には、必ず次のものを持参してください。
①雇用保険受給資格者証 (説明会の日にお渡しします) ②失業認定申告書
③黒のボールペン ④受給資格者のしおり ⑤ハローワーク受付票

上記の日程に出席できない場合には、必ず事前に連絡してください。

内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。
駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

「基本手当を受給されるみなさまへ(雇用保険受給者説明会用動画)」
厚生労働省HPから上記を選択して、Youtube厚生労働省動画をご覧ください。
[URLはこちら]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130693_00001.html

ハローワーク・地方運輸局

問21-3 マイナンバーカードを作っていないため、**顔写真2枚**を持参するよう言われました。

顔写真だけの提出でも待ち時間が発生するのでしょうか。

(答21-3)

もし、**不備書類が顔写真2枚だけ**
(※) であれば、2階の受付で受け取るだけになりますので、原則待ち時間は発生しません。

その代わりに、提出する前にご自宅で**顔写真2枚の裏面**に**氏名（カタカナ）**、**生年月日**を**黒のボールペン**で**書いて提出**をお願いします。

(※) 不備書類の中に離職票やキャッシュカードなどが含まれている場合は、窓口での確認が必要になりますので、待ち時間が発生します。あらかじめご了承ください。